



環境報告書

2026

目 次

1	環境報告書2026について	・ ・ ・ ・ ・ 2
2	ご挨拶	・ ・ ・ ・ ・ 3
3	海技教育機構の概要	・ ・ ・ ・ ・ 4
4	環境理念、行動指針及び行動計画	・ ・ ・ ・ ・ 9
5	事業活動における環境負荷軽減のための取組	・ ・ ・ ・ 1 1
6	環境規制等への適切な対応	・ ・ ・ ・ 1 8
7	業務の着実な実施による環境問題への貢献	・ ・ ・ ・ 1 9



1 環境報告書2026について

この報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）第9条の規定に基づき、独立行政法人海技教育機構（JMETS※）における、2025年度の業務に関する環境配慮の取組について報告するために作成したものです。

JMETSの環境配慮の取組や業務内容について、多くの方々にご理解いただく一助になれば幸いです。

◆報告対象組織

JMETS本部、学校（8校）、練習船（5隻）

◆報告対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

2015年度以前の環境負荷に関するデータについては、統合前の両法人の実績を合算しています。

◆参考にしたガイドライン

環境省 環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）

環境省 環境報告ガイドライン（2018年版）

◆発行情報

2026年9月発行

◆次回の発行予定

2027年9月

※ JMETS：独立行政法人海技教育機構

英語名「Japan agency of Maritime Education and Training for Seafarers」の頭文字をとった略称

2 ご挨拶

JMETSは、全国8校の学校と5隻の大型練習船を有し、船員養成のため、学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施するとともに、商船系大学や高等専門学校などの船員教育機関の学生に対する航海訓練を通じ、海運業界のニーズに応じた新人船員の養成に取り組んでいます。また、船員の資格を有する者に対する資格教育、実務教育、訓練及び水先教育を行う、我が国最大の船員養成機関です。



四面を海に囲まれた我が国において、海運は経済活動及び国民生活に欠かせない手段であり、国際輸送ネットワークの中で貿易量の99.5%、国内貨物輸送量においても約4割を担っています。また、地球温暖化対策として、海上輸送へのモーダルシフトが推進されており、効率的な大量輸送が可能であるとともに環境にも優しい海運が果たす社会的役割は年々大きくなっています。

このように環境に優しい海運ですが、国内外では、更なる温室効果ガス（GHG:Greenhouse Gas）削減に向け、様々な取り組みが進められています。

国内では、2025年「内航海運の2040年度温室効果ガス削減目標」が策定され、現在、削減目標達成ベースで進捗しています。国土交通省は、船舶の省エネ・省CO₂効果を「見える化」することで評価をする「内航船省エネ格付制度」の運用を進めると共に、経済産業省と連携した「内航船革新的運航効率化・非化石エネルギー転換推進事業」等による、省エネ船導入に向けた支援事業を実施することにより、省エネ船によるCO₂削減を進めています。

国外では「2050年頃までにGHG排出ゼロ」を目指し、国際海事機関（IMO）において、代替燃料や新技術を導入する上で必要となる安全規則を特定し解決するための作業が進められています。第111回海上安全委員会（MSC111）では、水素やアンモニアをはじめとする重油に代わる代替燃料や燃料電池等の新技術を用いた船舶の安全な利用と、それらを取り扱う船員の適切な能力確保に資するためのガイドライン案が承認されました。

これら国内外での動向から、環境対策において海運業界が担うべき役割は益々高まっており、水素やアンモニアなどの新燃料を取り扱う技能を有した船員を育成することが求められています。JMETSでは、LNG燃料船に乗り組む船員を対象とした訓練を中心に実務講習を実施する他、生徒・学生に対して新燃料船見学の機会を設けること、新燃料に関する基礎知識を教材に取り入れるための検討を進める等、社会のニーズに対応した教育を実施しております。今後も船員養成機関として優秀な海技人材を育成することで、海運業界の発展に寄与していく所存です。

本報告書においては、2025年度のJMETSの活動と環境問題への取り組みを皆様にご報告させていただきます。JMETSでは今後も環境に配慮した事業運営に努め、海陸両方の観点から、より一層の環境負荷の低減に組織一丸となって取り組んでまいりますので、ご支援とご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年9月
独立行政法人海技教育機構
理事長 佐々 明

3 海技教育機構の概要(2025年度)

法人の目的

JMETSは、船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的としています。

事業概要

船員養成のための学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施するとともに、商船系大学や高等専門学校などの船員教育機関の学生に対する航海訓練を通じ、海運業界のニーズに応じた新人船員の養成に加え、水先人の養成をはじめとする実務教育を実施しています。

基本情報

名称	:	独立行政法人 海技教育機構
設立	:	2001年 4 月
本部所在地	:	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5 -57 横浜第 2 合同庁舎20階
理事長	:	佐々 明
資本金	:	191億1353万7539円（2025年 4 月 1 日現在）
常勤職員数	:	534人（2025年 4 月 1 日現在）
ホームページ	:	https://www.jmets.ac.jp/

沿革

- | | |
|----------------------|--|
| 1939年 7 月
(昭和14年) | 海員養成所官制公布により、逓信省に海員養成所を設置 |
| 1943年 4 月
(昭和18年) | 商船教育を充実させるため、逓信省海務院に航海訓練所を設置、練習船 4 隻(大成丸、進徳丸、日本丸、海王丸)を統合・管理する新たな商船教育体制発足 |
| 1945年 4 月
(昭和20年) | 海技専門学院官制の制定により、運輸通信省に海技専門学院を設置 |
| 1945年 5 月
(昭和20年) | 官制改正により、海員養成所、海技専門学院、航海訓練所を運輸省に移管 |
| 1952年 8 月
(昭和27年) | 海員養成所は海員学校と名称変更 |
| 1961年 4 月
(昭和36年) | 海技専門学院は海技大学校と名称変更 |
| 2001年 1 月
(平成13年) | 省庁再編により、海員学校、海技大学校、航海訓練所を国土交通省に移管 |
| 2001年 4 月
(平成13年) | 海員学校、海技大学校、航海訓練所の各組織を独立行政法人に移行 |
| 2006年 4 月
(平成18年) | 独立行政法人改革により独立行政法人海員学校と独立行政法人海技大学校を統合し、名称を独立行政法人海技教育機構と改称 |
| 2016年 4 月
(平成28年) | 独立行政法人改革により独立行政法人海技教育機構と独立行政法人航海訓練所を統合し、独立行政法人海技教育機構が承継 |



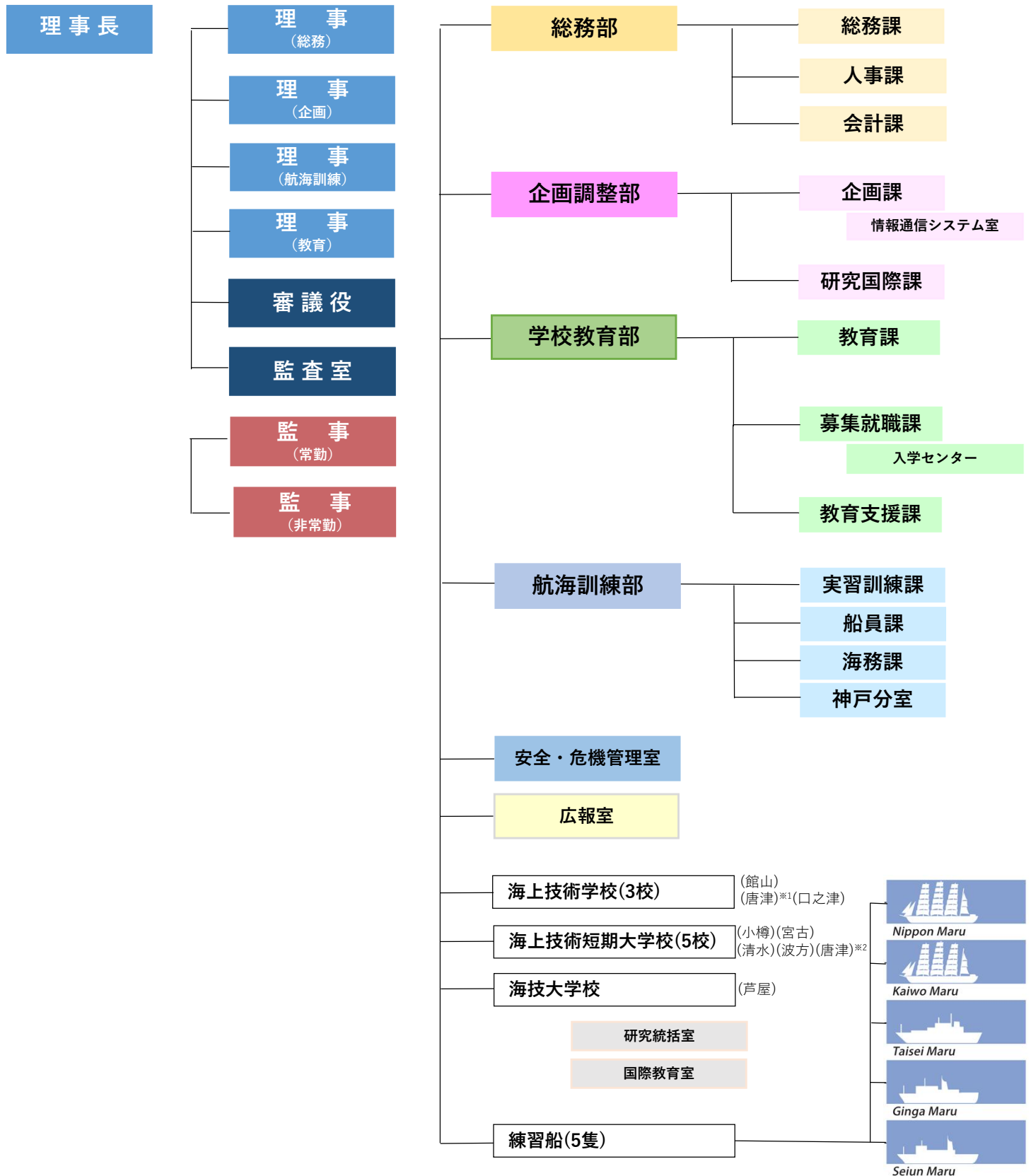
小樽海員養成所



海技専門学院（海技大学校）

組織図（2025年度）

JMETSは横浜に本部を置き、海上技術学校、海上技術短期大学校及び海技大学校と5隻の大型練習船により組織運営を行っています。



*1 独立行政法人海技教育機構組織規程 附則第2項（2022年(令和4年)海技教育機構規程第46号）
2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)9月30日までの間は、「国立唐津海上技術学校」を「国立唐津海上技術短期大学校」に併設する。
*2 2024年(令和6年)4月国立唐津海上技術短期大学校開校

（2025年4月1日現在）

本部・学校配置(2025年度)

国立小樽海上技術短期大学校

〒047-0034

北海道小樽市緑3-4-1



国立宮古海上技術短期大学校

〒027-0024

岩手県宮古市磯鶏2-5-10



国立館山海上技術学校

〒294-0031

千葉県館山市大賀無番地



JMETS本部

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57



国立清水海上技術短期大学校

〒424-8678

静岡県静岡市清水区折戸3-18-1



海技大学校

〒659-0026

兵庫県芦屋市西蔵町12-24



国立唐津海上技術短期大学校

国立唐津海上技術学校

〒847-0871

佐賀県唐津市東大島町

13-5



国立波方海上技術短期大学校

〒799-2101

愛媛県今治市波方町

波方甲1634-1



国立口之津海上技術学校

〒859-2503

長崎県南島原市口之津町丁5782



(2025年4月1日現在)

現在の本部・学校設置については、以下をご参照ください。
<https://www.jmets.ac.jp/academic/index.html>

練習船隊

JMETSは、5隻の大型練習船（帆船2隻、汽船3隻）を運航し、航海訓練に取り組んでいます。



日本丸

1984年、50年余りにわたって海の若人を育ててきた初代日本丸の代替船として建造されました。

日本丸は、我が国の造船技術の粋を結集して建造された帆船であり、その性能は航海訓練で遺憾なく発揮されています。また、機関教育にも対応するため、初代日本丸に比べ一回り大型化されました。

航海訓練の途次、国内はもとより外国においても数多くの寄港地で行事に参加し海事思想の普及あるいは国際親善に寄与しています。



海王丸

1989年、59年間にわたって海の若人を育ててきた初代海王丸の代替船として建造されました。

従来、練習帆船は国が建造し船員教育の教育訓練のみに使用してきましたが、船員教育訓練とあわせて「青少年のための海洋教室や体験航海」も担っています。海王丸は日本丸の帆装艦装よりも優れたそれを持ち、またフェザリング機能を有する可変ピッチプロペラを装備したため、日本丸をしのぐ帆走性能を持ちます。



大成丸

2014年4月、4代目となる大成丸が建造されました。

国内輸送で活躍する内航船員を養成するため、内航船の主要航路を航行しながら訓練を行います。

また主機（メインエンジン）には、広く採用されている低公害ディーゼルエンジンを搭載しています。



銀河丸

2004年、銀河丸（2代目）の代替船として建造されました。

低公害エンジンの搭載、毒性の少ない船底塗料の使用など環境へ配慮するとともに、Integrated Bridge System (IBS) や操船シュミレータ、ジョイスティック操船装置などを装備することにより、航海の安全と効率化を追求した練習船となっています。船内及び装置の一部をバリアフリー対応とし、人に優しい構造となっています。



青雲丸

1997年、初代青雲丸の代替船として建造されました。

我が国の船員養成施設の実習生への乗船実習だけでなく、開発途上国の船員になろうとする者に対する乗船実習を実施するなど、国際協力に寄与する役割も担って建造されました。外国人実習生の乗船に対応するため、浴室とは別にシャワールームを設けるなど、実習生居住設備も工夫が施されています。

項目	日本丸	海王丸	大成丸	銀河丸	青雲丸
進水日	1984年2月15日	1989年3月7日	2013年7月25日	2003年12月12日	1997年3月4日
総トン数	2,570トン	2,556トン	3,990トン	6,185トン	5,890トン
全長	110.09m	110.09m	91.28m	116.40m	116.00m
航海速力	13.20ノット	12.95ノット	14.50ノット	18.65ノット	19.50ノット
定員（うち実習生）	190（120）人	199（108）人	176（120）人	246（180）人	252（180）人

4 環境理念、行動指針及び行動計画

環境理念

JMETSは、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする我が国最大の船員教育機関として、海運の担い手である優秀な船員の養成を図り、我が国海運の維持発展を通じて環境に優しい社会実現に貢献するとともに、すべての事業活動にわたって環境への配慮、負荷の軽減に努めてまいります。

行動指針

1. 確かな知識と技能を有する船員の養成に努め、海洋汚染の防止その他環境保全に寄与します。
2. 環境に係る国際条約、国内法令その他の規制を遵守し、環境保全に努めます。
3. エネルギー使用の効率化、廃棄物の削減などによる環境配慮活動を推進します。
4. 環境問題に関する研究活動に積極的に参画し社会に貢献します。

行動計画

JMETSでは、統合以前からそれぞれの法人において省エネルギーへの取組が行われてきましたが、統合を機に、役職員一人一人が改めて自覚を持ち組織一体となって環境に配慮し、環境負荷軽減に向けた以下の取組を推進してまいります。

1. 温室効果ガス(CO₂)総排出量の削減

統合初年度である2016年度の数値を基準とし、「温室効果ガス(CO₂)総排出量を毎年1%削減すること」を目標として環境に配慮した取組を推進します。

2. 財やサービスの購入・使用にあたっての配慮

財やサービスの購入にあたっては、環境物品等の調達を適切に実施し、その使用にあたっては、CO₂の排出の抑制等に配慮します。

- (1) 自動車の購入・使用に際しての環境配慮
- (2) Webシステム等の活用による用紙類の使用量削減
- (3) 再生紙などの再生品やCO₂排出の少ない製品・原材料の選択
- (4) グリーン調達の推進
- (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (6) 施設内照明のLED化を推進
- (7) 代替フロンを使用した製品等の購入・使用の促進 など

3. その他、事務・事業にあたっての環境保護への配慮

事務・事業を行うにあたり、職員一人一人が以下について配慮することを促進します。

- (1) 施設におけるエネルギー使用量の抑制
- (2) 施設における節水等の取組
- (3) ごみの分別の徹底及び廃棄物の減量
- (4) より環境に配慮した行動の選択
(例 機構PR促進グッズとしてエコバッグや
FSC認証素材を使用したクリアファイルを採用) など



エコバッグ

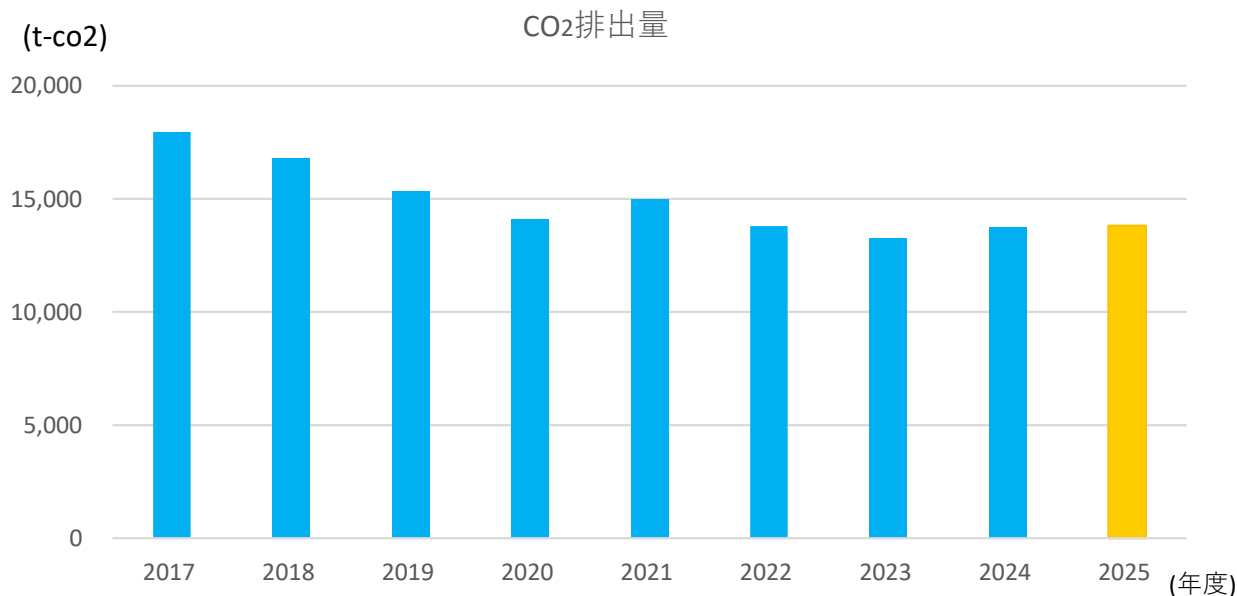


クリアファイル

5 事業活動における環境負荷軽減のための取組

1. 総CO₂排出量の推移とその削減に向けた取組

下のグラフはJMETSにおけるCO₂排出量を示しています。



(分析)

CO₂排出量は、電気、燃料、ガスの使用量により算出されたものであり、それぞれの分野において使用量を節約することが、組織全体のCO₂排出量の削減に寄与することとなります。

なお、2025年度のJMETS全体のCO₂総排出量は13,809 t-CO₂（前年度13,736 t-CO₂）となり、2025年度目標を達成することができました。

JMETSにおけるCO₂排出量は、船舶の運航に要する燃料使用量が90%強を占めています。このため、当該燃料使用量の増減にほぼ比例する傾向にあります。

それぞれのエネルギー使用量については、「2.」に示します。

(目標値)

JMETSでは、統合初年度である2016年度の数値を基準とし、毎年1%の排出削減を目指します。

	2016 (基準年)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
CO ₂ 排出量に関する目標	17,812	17,634	17,455	17,277	17,099	16,921	16,743	16,565	16,387	16,209

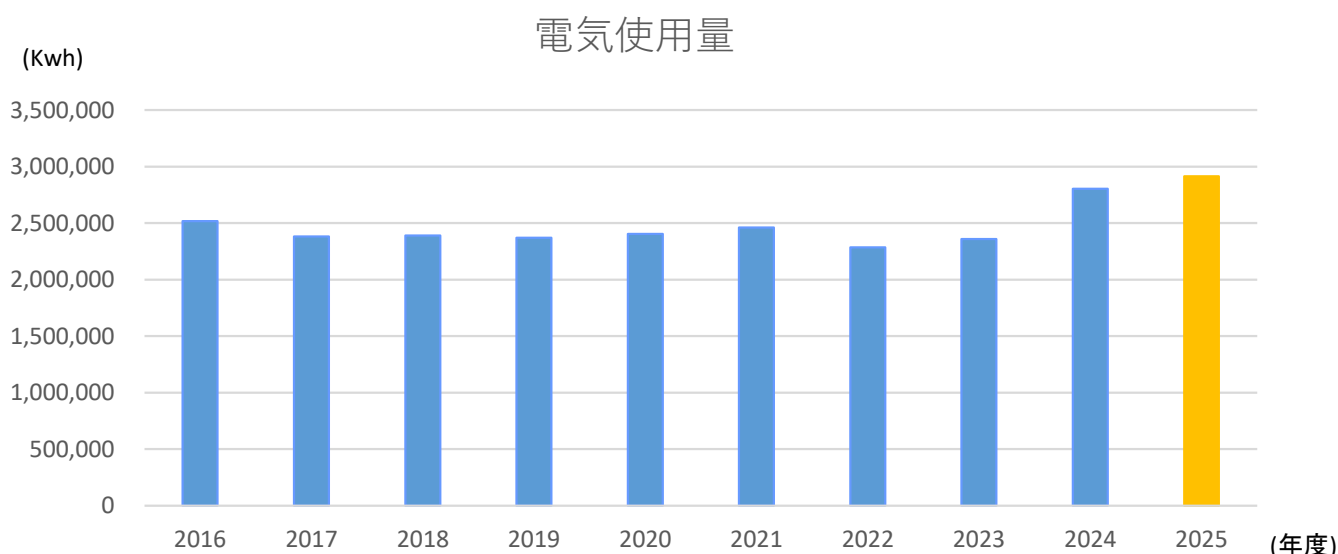
単位(t-CO₂)

CO₂排出量は各種エネルギー使用量によるため、それぞれの使用量の削減に向けた取組を推進してまいります。

2. 主要エネルギー使用量の推移とその削減に向けた取組

(1) 電気使用量

下のグラフはJMETSにおける電気使用量を示しています。



(分析)

電気の主な用途は、教室等の照明、冷暖房、授業におけるパソコンや操船シミュレータ等実習機器の利用によるものです。そのため、使用量はその年の生徒数や気候の影響を受けます。

2025年度の電気使用量は、2,913,128 kwh（前年度2,804,401 kwh）です。

機構全体としての電気使用量は増加していますが、2024年1月より開始した、神戸港における陸上電源設備から練習船への給電により、A重油の使用量を削減したことで、練習船からのCO₂排出抑制を図っています。（参照：P14、18）

(主な取組)

JMETSでは、電気使用量の削減に向けて以下の取組を推進しています。

(1) エネルギー消費効率の高い機器の導入

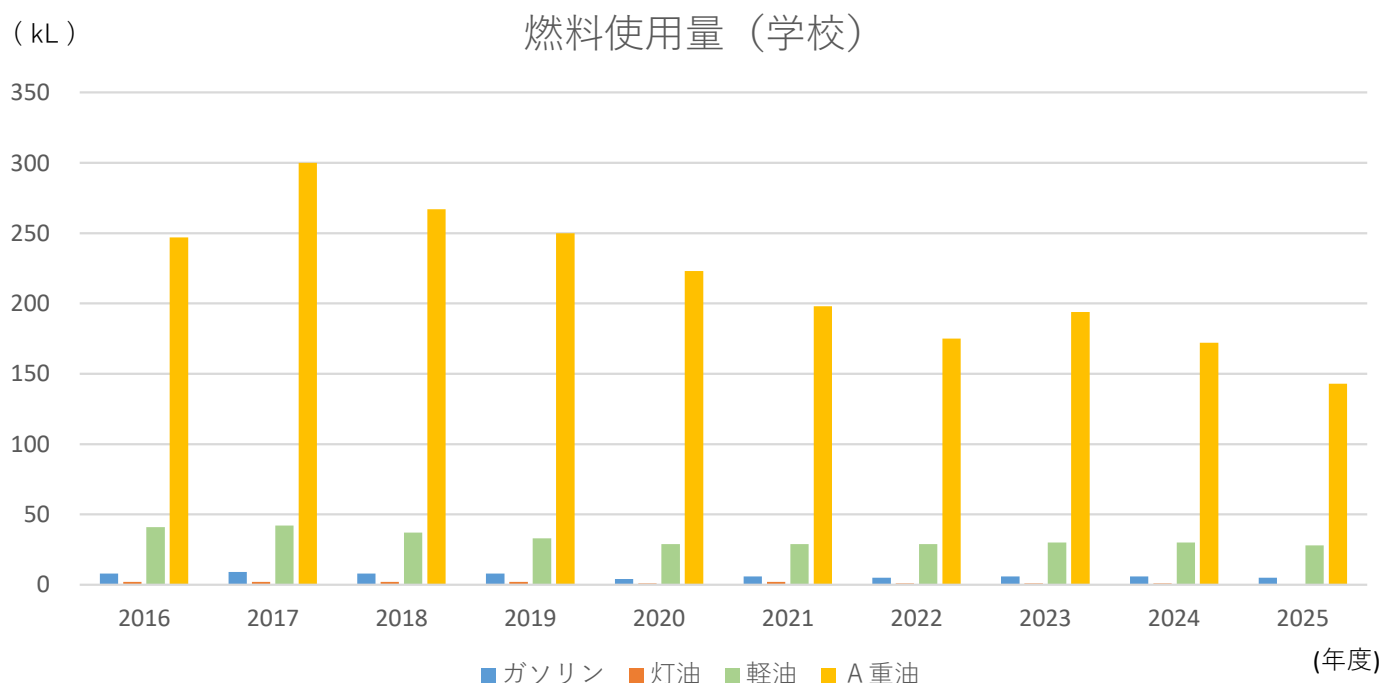
- ①現に使用しているパソコン、O A 機器、照明器具等の買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択

(2) 施設におけるエネルギーの使用量の抑制

- ①昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を励行。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底、コピー室、書庫、会議室等についても使用時を除き消灯を徹底
- ②昼休みや長時間の離席時におけるパソコンの電源OFFを励行
- ③トイレ、廊下、階段等での自然光の活用
- ④5月1日から10月31日までの服装について、軽装を奨励（クールビズ）
- ⑤冷暖房中の窓、出入口の開放を禁止
(新型コロナウイルス感染症防止対策による換気は除く)

(2)燃料使用量(各学校)

下のグラフは、JMETSにおける2025年度燃料消費量（各学校）の内訳を示しています。



(分析)

各学校の燃料使用量の大部分が校内練習船の燃料として使用する軽油及びA重油、冷暖房等に使用するA重油です。

冷暖房の燃料使用量は、その年の気候にも影響されます。

また、校内練習船での訓練はJMETSにおける学校教育にとって非常に重要であり、節約が難しい部分でもあります。

2025年度の燃料使用量は、A重油が143 kL（前年度172 kL）、軽油が28 kL（前年度30 kL）、ガソリンが5kL（前年度6kL）、灯油が1 kL（前年度1 kL）となり、前年度より15.3%減少しました。

(主な取組)

JMETSでは、燃料使用量削減に向けて、以下の取組を推進しています。

自動車の購入・使用に際しての環境配慮

- ①自動車の購入に当たっては、低公害車を選定
- ②走行距離及び燃料使用量を記録し、使用状況を管理
- ③急発進・急加速の抑制、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等環境に配慮した運転
- ④タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行
- ⑤カーエアコンの設定温度の適正化

(3)燃料使用量(大型練習船)

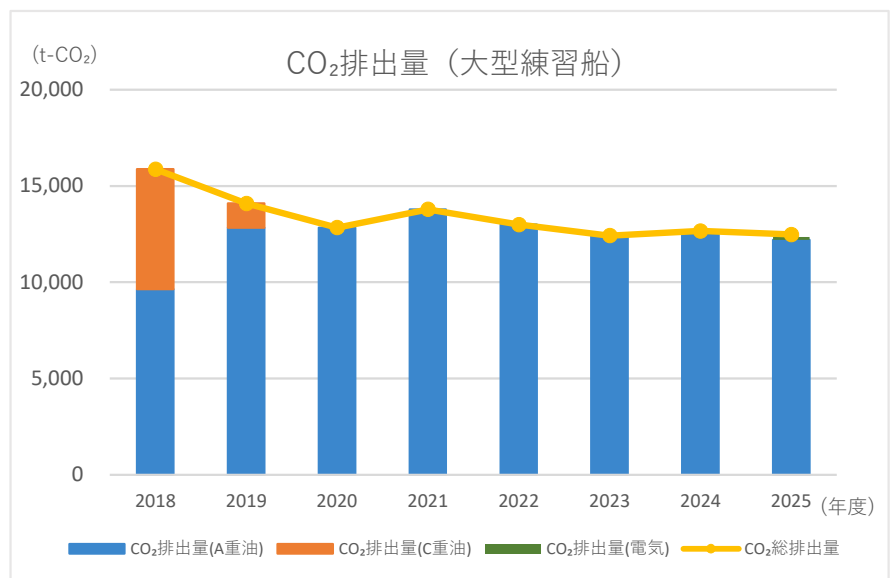
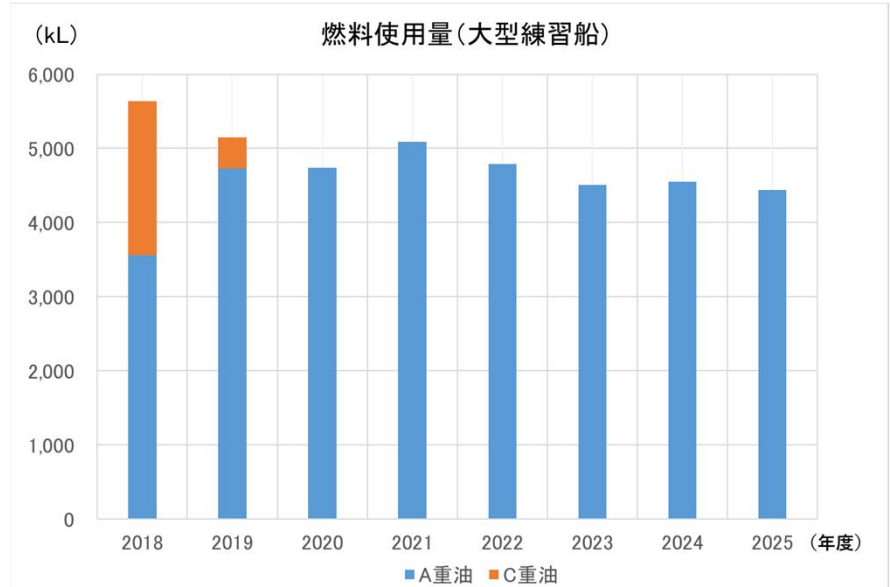
右のグラフは、大型練習船における燃料使用量を示しています。

(分析)

2014年4月に低公害ディーゼルエンジンを搭載した4代目大成丸が就航したことに伴い、燃費向上とともに、使用する燃料をC重油から環境負荷の少ないA重油※に切り替えたことにより、2014年度以降その使用量及びCO₂排出量を大幅に削減しました。

また2020年度、全練習船において使用燃料油を海洋汚染防止条約に適合するようすべての使用燃料油のA重油への切替えが完了しました。

さらに、2024年1月から開始した神戸港における陸上電源からの練習船への給電により、CO₂総排出量を削減することができました。



※ 1 kLあたりのCO₂排出量：C重油3.10t-CO₂/ kL、A重油2.75t-CO₂/ kL

(主な取組)

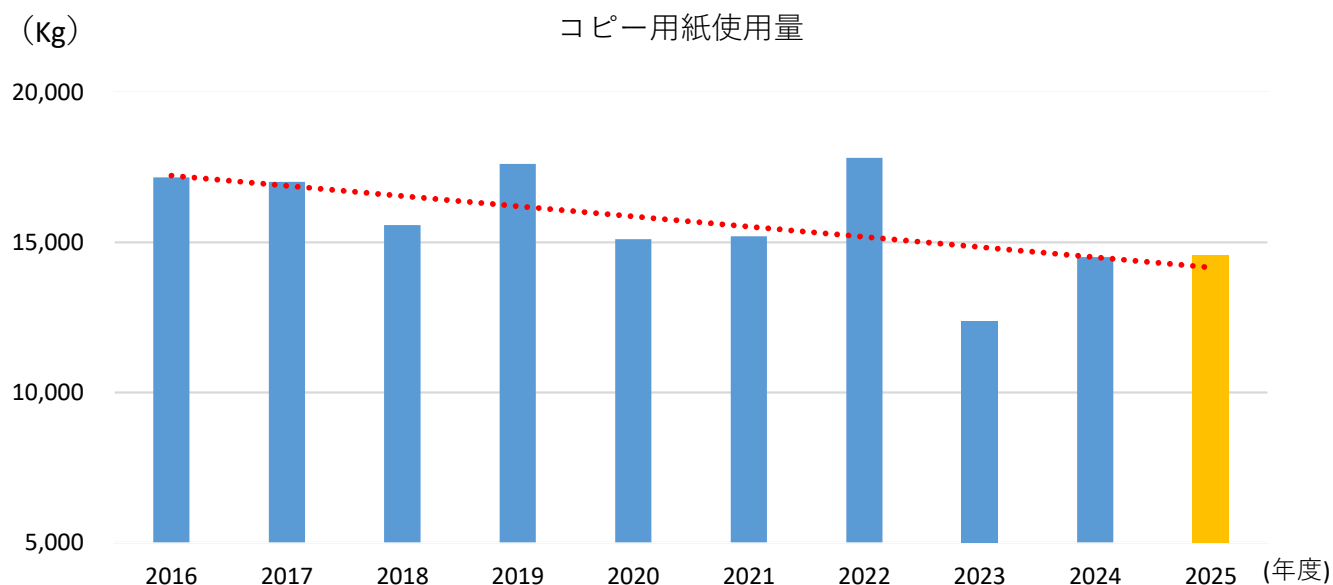
練習船の運航は航海訓練を行うことを目的としていることから、単純に燃料使用量を削減することは困難ですが、燃料油消費量を機器毎に10L単位で細かく管理するとともに、燃料油消費が極力少なくなるよう季節ごとに適切な訓練海域を選定したり、船底塗料を性能の良いものに変更するなどを行い、航海訓練に支障がない範囲で燃料使用量の削減に取り組んでいます。



大成丸

3. コピー用紙使用量の推移と削減に向けた取組

下のグラフはJMETSにおけるコピー用紙の使用量を示しています。



2016年度の組織統合以後、2019年や2022年に一時増加のあったコピー用紙使用量ですが、2025年度の使用量は14,579.7kg（前年度14,511.5kg）となり、多少の増減は見られるものの、全体的には減少傾向にあります。

（主な取組）

JMETSでは、コピー用紙使用量削減に向けて以下の取組を推進しています。

（１）用紙類の使用量の削減

- ①コピー用紙、事務用紙等の用紙類の年間使用量を管理し、削減を実施
- ②会議用資料や事務手続きの一層の簡略化
- ③両面印刷・白黒印刷の励行
- ④不要となったコピー用紙の再使用、再生利用の励行
- ⑤使用済み用紙の裏面使用の励行
- ⑥使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化

（２）Web会議の推進

会議においては、本部内では引き続きWeb会議を推奨するとともに、Web会議システムを学校と練習船間等で使用することにより、紙媒体を要しないペーパーレス会議を励行し、コピー用紙の使用量を削減

4. 環境に配慮した調達、契約の実施

(1) グリーン購入法に基づく調達

「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく調達について、2025年度の実績を掲載します。

特定調達分野	目標値	特定調達物品等の調達量				調達率
紙類	100%	18,299	/	18,299	kg	100%
文具類	100%	56,765	/	56,765	点	100%
オフィス家具等	100%	502	/	502	点	100%
画像機器等	100%	400	/	400	点	100%
電子計算機等	100%	875	/	875	点	100%
オフィス機器等	100%	1,522	/	1,522	点	100%
移動電話等	100%	30	/	30	台	100%
家電製品	100%	14	/	14	台	100%
エアコンディショナー等	100%	31	/	31	台	100%
温水器等	100%	4	/	4	台	100%
照明	100%	99	/	99	点	100%
自動車等	100%	6	/	6	点	100%
消火器	100%	59	/	59	本	100%
制服・作業服	100%	2,555	/	2,555	着	100%
インテリア・寝装寝具	100%	60	/	60	点	100%
作業手袋	100%	1,224	/	1,224	組	100%
その他繊維製品	100%	34	/	34	点	100%
災害備蓄用品	100%	1,830	/	1,830	点	100%
役務	100%	142	/	142	件	100%
ゴミ袋等	100%	16,085	/	16,085	件	100%

2025年度については、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

調達方針において、特定調達分野については基準を満足する物品の調達率100%を目標とし、各分野ともその目標を達成しました。

また、特定調達物品等以外の環境物品等の調達についても、できる限り環境への負荷の小さい物品を購入するよう努めました。

また、物品の選択にあたり、エコマークの認定を受けている製品又は地球環境に配慮した製品の調達に努め、更に調達総量をできるだけ抑制するよう努めました。

2026年度の調達においても、引き続きグリーン購入法の趣旨に基づき環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めます。

(2)環境配慮契約法に基づく契約実績

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（2023年(令和5年)2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとしました。

（2025年度における環境配慮契約の締結状況）

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車・船舶の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務などのうち、2025年度は電気の供給を受ける契約について、裾切り方式を7件実施し、内6件は環境配慮契約を締結しました。また、自動車の購入について、総合評価落札方式を1件実施し、環境配慮契約を締結しました。

6 環境規制等への適切な対応

1. CO₂の排出削減への取組

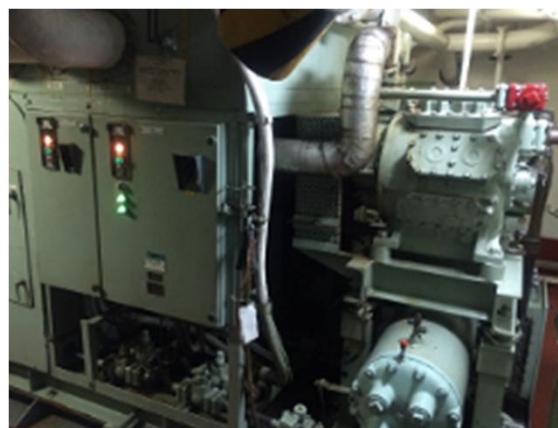
JMETSでは、国の検査機関の承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP：Ship Energy Efficiency Management Plan）に基づき、練習船からのCO₂排出削減に取り組んでいます。

本部では練習船から月毎に報告される燃料油消費量等のデータを元に二酸化炭素放出抑制指標（EEOI）を算出し、CO₂排出削減対策が適切に行われているかモニタリングしています。



2. オゾン層破壊物質の規制に関する国際枠組み（ウィーン条約、モントリオール議定書）への対応

練習船に搭載している冷凍装置・空調装置を環境負荷が低いものに順次更新しています。



3. 神戸港にて、陸上電源の受電

神戸港におけるカーボンニュートラルポート（CNP）の取り組みにおいて、神戸港新港第一突堤に神戸市によって設置された陸上電源給電装置から停泊中の練習船に給電することで発電機の運転を停止し、排気ガスの排出をなくす事で、GHGの排出低減により環境負荷低減に寄与しています。



7 業務の着実な実施による環境問題への貢献

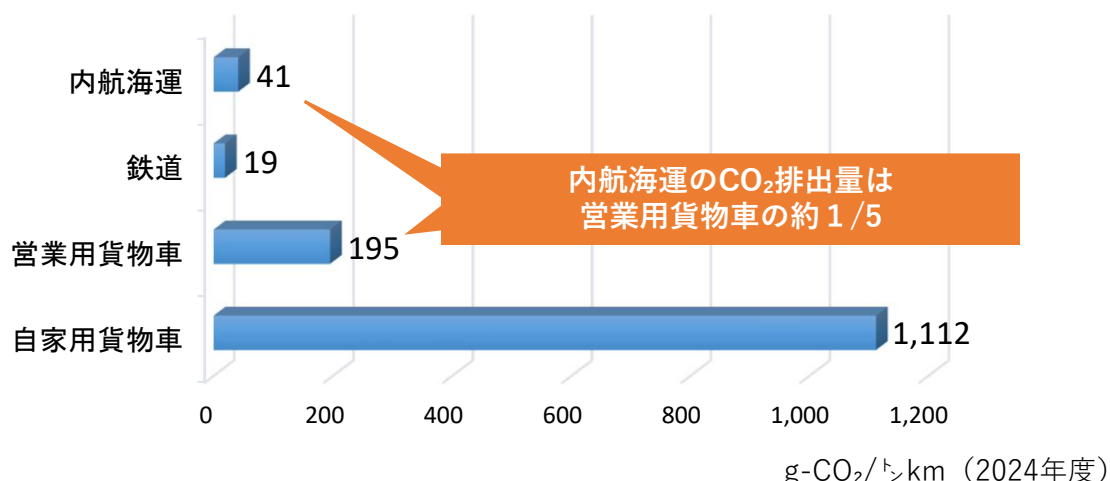
1. 環境保全等に関する教育の実施

学校教育及び航海訓練においては、生徒・学生、実習生及び職員に対し、海洋汚染防止等に関する知識・技能の付与、環境保護への意識を向上させる教育を行っています。

学校における環境保全、海洋汚染防止等に関する教育

海上技術学校・海上技術短期大学校・海技大学校では、授業において、船舶からの油の排出規制や有害液体物質、廃棄物、排出ガスの規制など、海洋汚染及び海上災害の防止に関する教育を行うとともに、環境面での船舶の優位性※や、優れた環境性能と経済性を有する次世代の内航船舶（スーパーエコシップ）の取組などを教えることで環境問題への意識を向上させるよう努めています。

※ 1 トンの貨物を 1 km 運ぶために排出される CO₂ 排出量の比較



「輸送量当たりの二酸化炭素の排出量（貨物）」（国土交通省）

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html) を加工して作成

【各学校の取組例】

生徒会活動として水泳訓練実施日に海岸清掃を行うなど、環境保全等に関する教育の実施に取り組んでいます。また、学校内では、一部の教室及び研究室において蛍光灯をLED化し、環境への負荷軽減に努めています。

○口之津海上技術学校



○唐津海上技術短期大学校



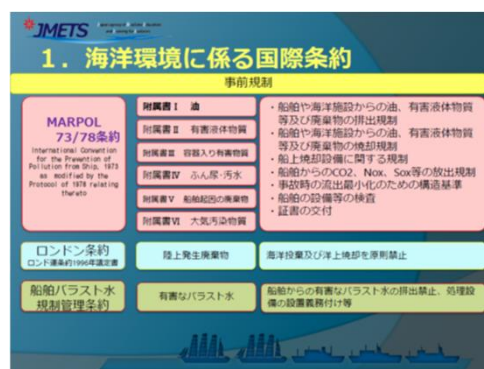
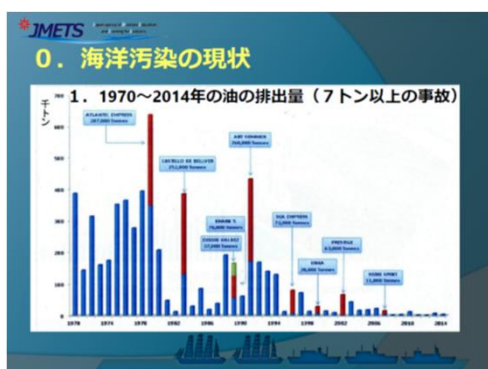
練習船における環境保全、海洋汚染防止等に関する教育

航海訓練では、実習生及び乗組員に対して、環境保護の重要性について教育・訓練を実施しています。

地球表面の7割を占める海で働く船員にとって、海洋汚染防止に関する知識等は非常に重要なものです。練習船では航海科・機関科の別にかかわらず全ての実習生に対し、船員として習得しなければならない海洋環境保護に関する国際条約、国内法令及び規制に関する以下の教育・訓練を実施しています。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (2) 港則法
- (3) MARPOL条約及び海洋環境保全に係る条約とその動向
- (4) バラスト水処理システム等の海洋環境保護に関する最新技術
- (5) NO_x、SO_x、PMの排出規制に係る低硫黄燃料の使用等
- (6) 船舶からの廃棄物処理
- (7) 練習船における上記の知識の実践

【視覺教材例（海洋環境保護教材）】



2. 環境保全等に関する実務講習の実施

(1) 海技者のためのフロン類技術者講習の実施

2015年4月の改正フロン排出抑制法の施行に伴い、JMETSでは、2017年度から環境省及び経済産業省の認証を受け、五級海技士（機関）以上の海技免状受有者を対象にした「海技者のためのフロン類技術者講習」を開催しています。講習修了者へは「十分な知見を有する者」としての技術者証を発行し、同法施行の目的である「オゾン層破壊と地球温暖化の防止」に貢献しています。

(2) 極水域を運航する船舶向け訓練の実施

近年の北極海航路の利用拡大を背景に、国際海事機関（IMO）において、極水域（北極海及び南極海）を航行する船舶の安全確保及び極水域の環境保護を目的として、極域コード（Polar Code）が新設されるとともに、SOLAS条約、MARPOL条約及びSTCW条約がそれぞれ改正されました。2016年1月に極域コードとSOLAS条約及びMARPOL条約の改正が、2018年7月にSTCW条約の改正が発効しました。

これにより、極水域を航行する船舶には極水域特有の事情を勘案した上乗せ要件が適用され、氷況及び乗組員の職位に応じて、基本訓練や上級訓練を受講しておく必要があります。

JMETSでは、2017年度より「極水域を運航する船舶向け基本訓練」を、2021年度より「極水域を運航する船舶向け上級訓練」を開講しました。さらに、2023年度より甲種特定海域運航責任者や乙種特定海域運航責任者の資格所有者に対して、「特定海域運航責任者更新講習」を開講しています。



氷海域の様子

(3) IGFコードの適用を受ける船舶向け訓練の実施

近年、船舶におけるSOx規制の強化等を受けて、天然ガス燃料を利用した船舶が世界的に普及しつつあります。

2015年6月にIMOで採択された、IMO国際ガス燃料船（IGF）コード及び同コードを強制化するためのSOLAS条約並びに当該船舶に乗り組む船員の訓練要件を定めるSTCW条約が2017年1月に発効しました。

JMETSでは改正STCW条約に対応して、IGFコードが適用される船舶に乗り組む船員を対象として、「IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練」及び「IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練」を開講しています。また、2022年度より甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）や乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格所有者に対して、「危険物等取扱責任者（低引火点燃料）更新講習」を開講しています。なお、2024年からは、従来天然ガス燃料だけだったところ、新燃料として、液化石油ガス、メタノール及びエタノールが追加されたため、講習内容を修正しています。また、2025年度からは、船員法施行規則の定める甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定に係る「低引火点燃料船における燃料の補給作業に相当する作業」に適合した講習として「燃料補給相当講習」を開講いたしました。



IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練の様子

3. 研究活動による環境対策への貢献

JMETSは船舶の安全かつ効率的な運航技術の向上、船員教育の向上に寄与する研究のために、海技大学校と練習船隊が相互に連携、協力し、人的、設備的資源を最大限に有効活用しています。

船舶運航においては、大気汚染物質であるNO_x（窒素酸化物）、SO_x（硫黄酸化物）及びPM（粒子状物質）の排出量規制や、温室効果ガスであるCO₂（二酸化炭素）の排出量の削減対策が、IMO（国際海事機関）により段階的に実施される中、大気汚染物質や温室効果ガス削減を目的として、新たな削減技術や重油に変わる次世代燃料を使用できる船舶の開発が進んでいます。

このうち低炭素燃料であるLNG（液化天然ガス）を燃料とするLNG燃料船のさらなる普及のためには、同船の安全な運航を担う船員を十分に確保・育成する必要があります。世界有数の船員供給源であるアジアにおいてもIMOのルールに準拠した質の高い訓練が求められており、JMETSでは、船員教育訓練機関の教官を対象にLNG燃料船乗組員に対する教育訓練能力の向上に寄与することを目的として、LNG燃料船の乗組員に対する基本・上級訓練の内容及び実施方法に関するワークショップ（座学講習及び実習訓練）に参画しています。このワークショップは、我が国からの資金拠出によるIMO技術協力事業として、国内海事関係機関との協働により実施していますが、JMETSでは、実施に加えて実施内容改善のための調査も合わせて行っています。

GHGの削減に向け、ゼロエミッション化を実現する最も有力な代替燃料として水素やアンモニアが注目されています。IMOにおいて、船員の資格要件を含む代替燃料船の安全基準の策定が検討中であり、JMETSにおいても、同燃料船に乗り組む船員に必要な能力等を検討することを研究テーマとして掲げ、IMOにおけるルール策定に貢献しています。

今後もJMETSは、環境に関する様々な研究を実施・協力してまいります。

(お問合せ・作成部署)

独立行政法人 海技教育機構 企画調整部企画課
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5 -57
電話 045-211-7316 / FAX 045-211-7317
ホームページ <https://www.jmets.ac.jp/>

